



第11回自治体ICTトレンドセミナー2019

マイナンバーカード記帳台と デジタル革命

株式会社 **内田洋行**
UCHIDA YOKO CO., LTD.

ガバメント事業推進統括部
木内麻文

会社紹介

内田洋行の紹介

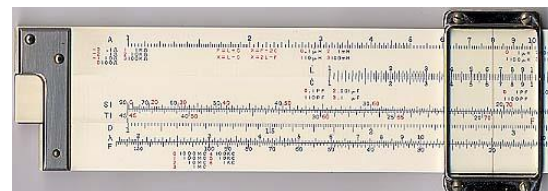
名称	株式会社内田洋行
創業	1910年2月
本社	東京都中央区新川2
資本金	50億円
売上高	1,445億円
従業員数	3,155名
関連企業	34社

コーポレート ビジョン

情報の価値化と知の協創をデザイン
するカスタマーズファーストコーポレーション



内田洋行 製品群



内田洋行の紹介



内田洋行の取り組み

空間×ICT



生産性向上

アクティブラーニング

地域活性化

「社会課題」の解決を支援する

「働き方変革」 総務省行政管理局オフィス改革



「場と街づくり変革」 宮崎県日南市子育て支援センター（ことこと）



森林環境税・森林環境譲与税



森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

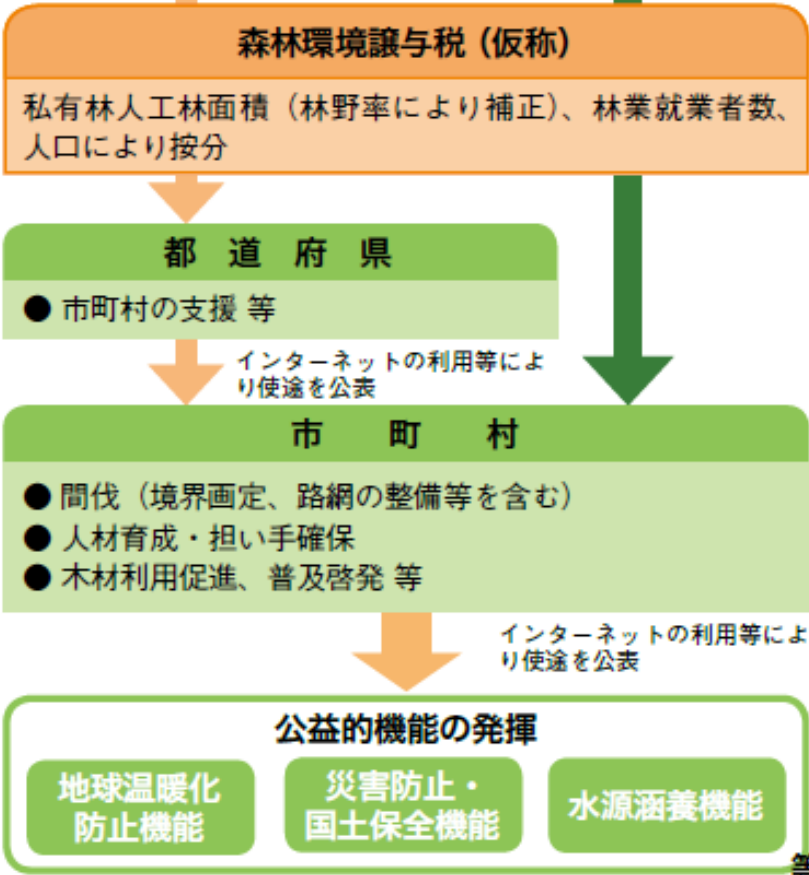
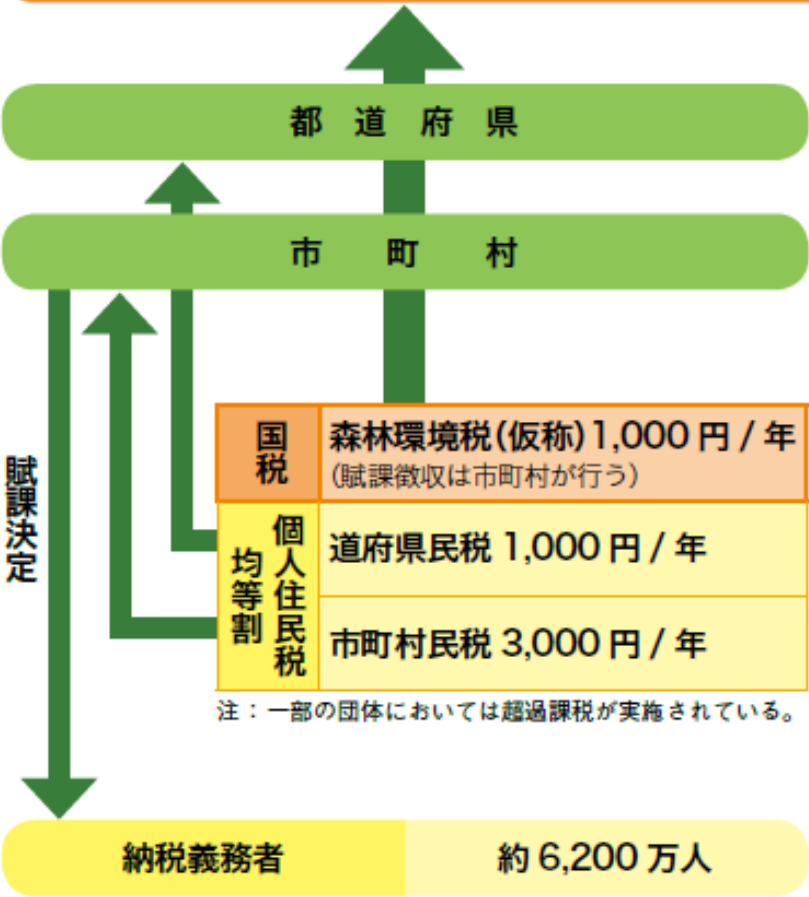
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



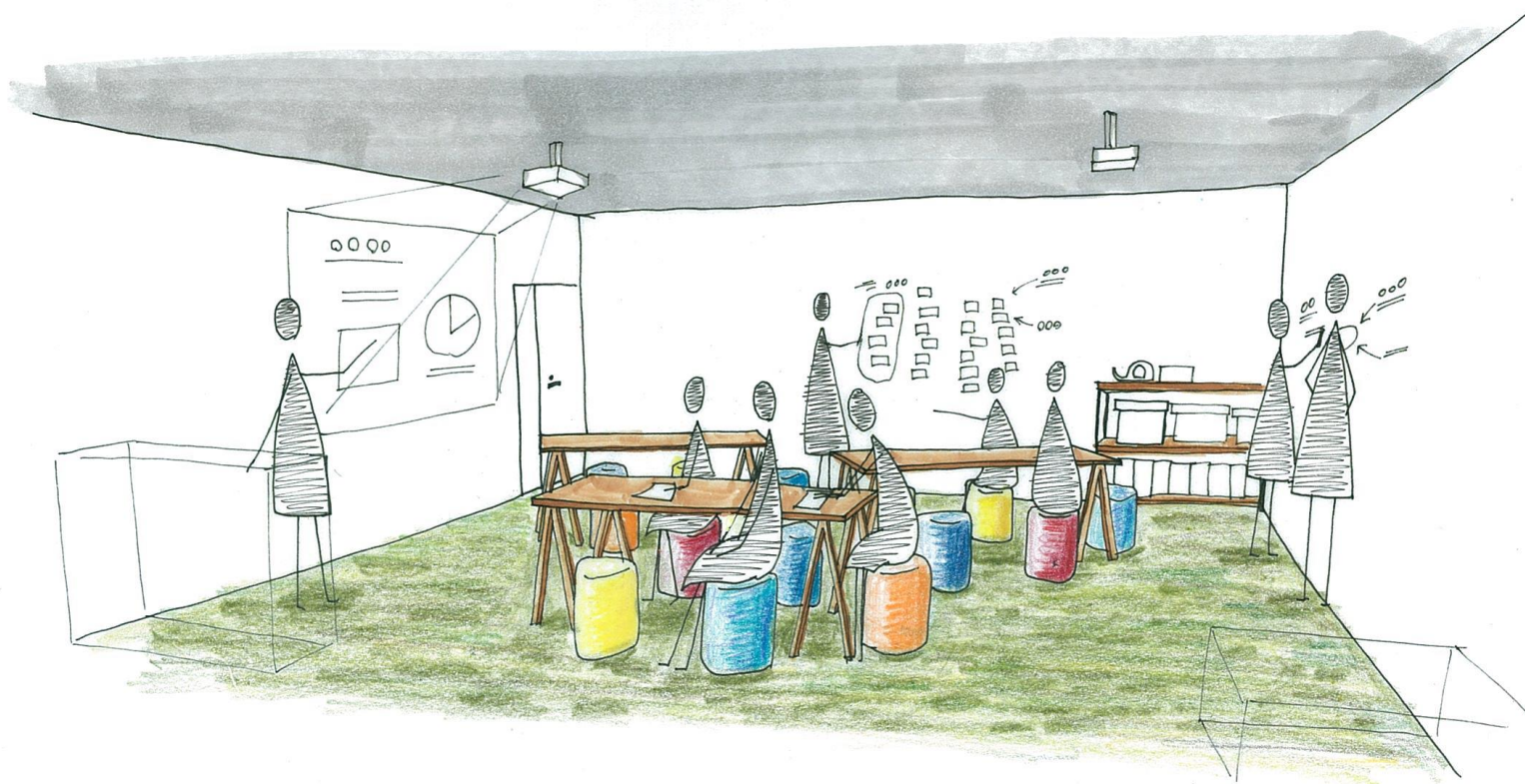
平成 36 年度から施行

平成 31 年度から施行

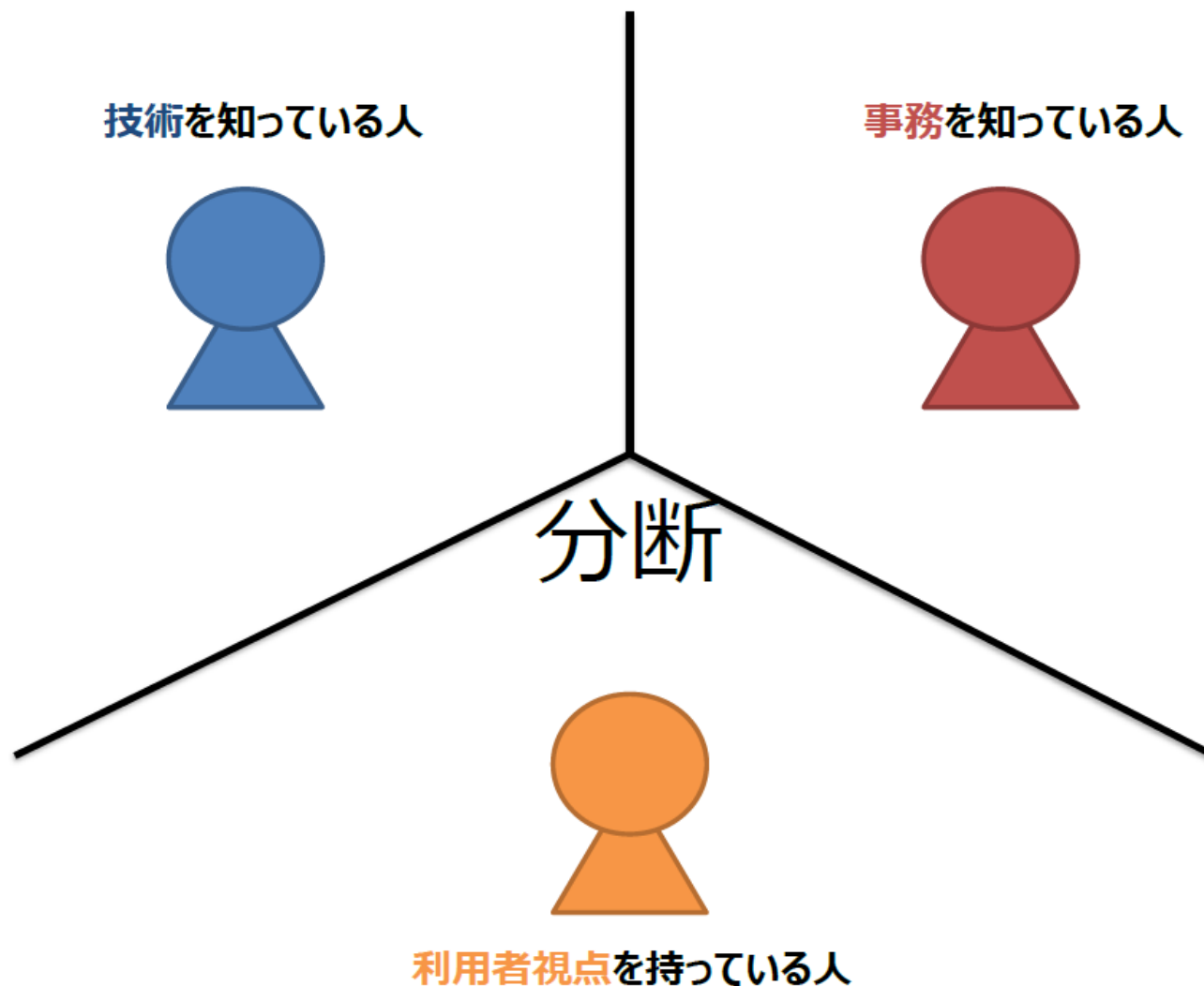
交付税及び譲与税配付金特別会計



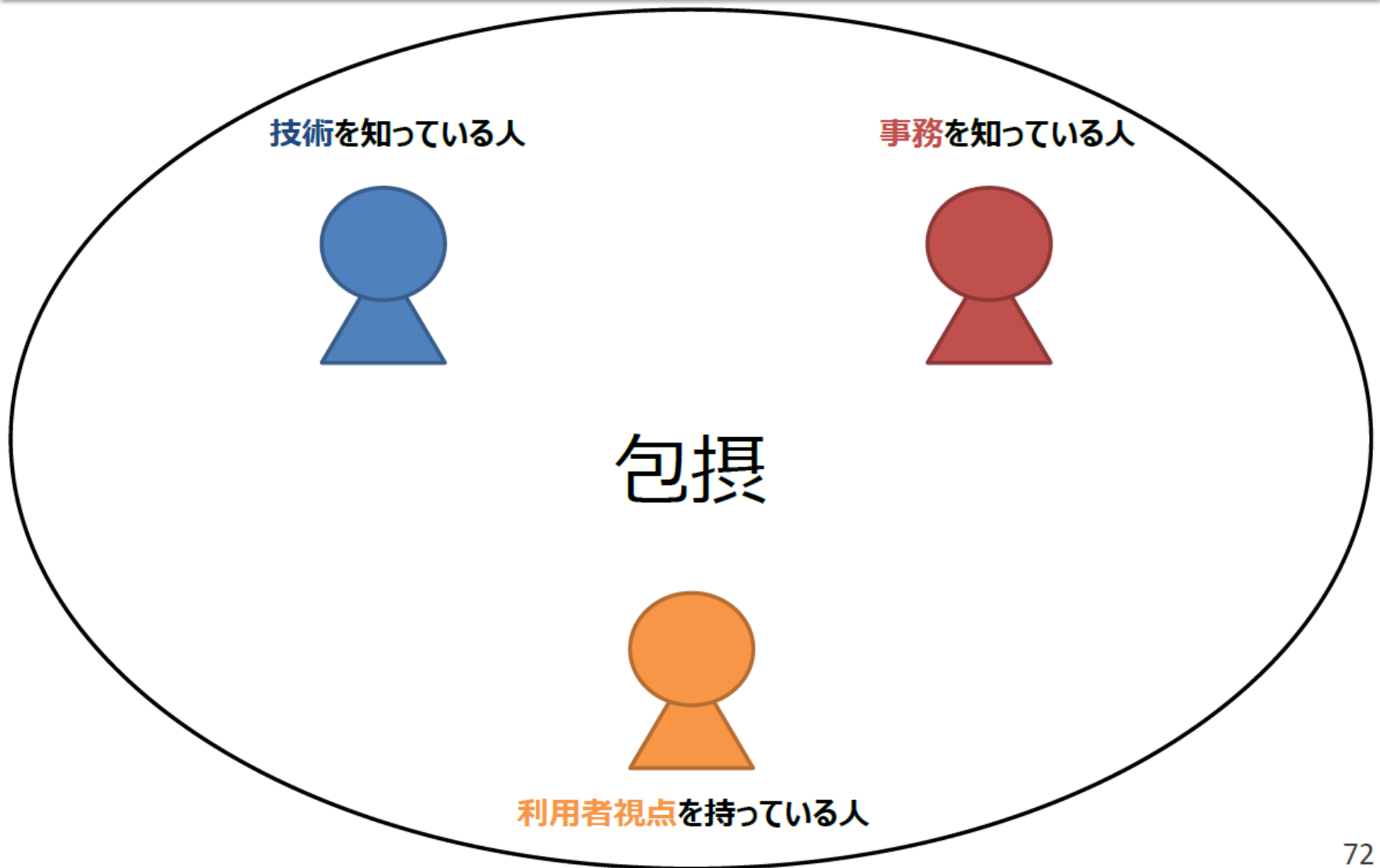
総務省行政管理局「共創広場」 2019 6月 設置



「デジタル化」が上手くいかない原因



サービスデザイン・ワークショップ！



サービスデザイン・ワークショップ！

利用者中心の視点から
問題を解決する

サービスデザイン・ワークショップ°

「システムを作る」
ではなく、
「サービスを作る」

「審議会」「検討会」
ではなく、
「意見を引き出す」場

引越しワンストップサービス ワークショップの風景



「環境・ICT」両面からお客様を支援

日経新聞 全7段_W380×H238mm

UCHIDA

これから、 人は何を しますか？

AIやロボットが人にとって代わる時代。

これからのビジネスでは、社員一人ひとりが
より創造性を発揮することが求められます。

どんなにAIが進化しても、どんなに自動化が進んでも、
イノベーションを起こすのはクリエイティビティに溢れた人間のアイデアです。

人が人にしかできない仕事に集中するために。

100年以上「働く場」を見つめ続けてきた

UCHIDAにしか実現できないワークプレイスがあります。

本当の働き方変革。

Change Working

Change Working

検索

※「知的生産性研究所」「チェンジ・ワーキング」は内田洋行の登録商標です。

株式会社内田洋行 経営企画統括部 第2企画部 〒104-0033 東京都中央区新川2-3-9 内田洋行新川第二オフィス

■お問い合わせ [お客様相談センター] 0120-077-266 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

■本当の働き方変革 office.uchida.co.jp/workstyle/



マイナンバーカード制度の概要

(内閣官房資料より)

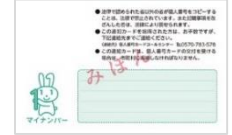
マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

< 趣 旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた**社会保障・税・災害対策分野**の事務（個人番号**利用事務**）において利用。
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



II マイナンバーカード（個人番号カード）

- ① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ② マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。
- ③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。



III マイナポータル

- ① マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

マイナンバーとマイナンバーカードの違い

マイナンバー  マイナンバーの通知カード	マイナンバーカード  マイナンバー ICチップ
○ 全住民1人に一つ、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。  住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化 ○ 利用主体や利用範囲を法律で限定(税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定)。 ○ 情報を一元管理する仕組みとしない。 漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理 ○ なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を義務付け。 ※ 全国8地裁においてマイナンバー違憲訴訟が提起され、係争中。	○ マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。  本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付 ○ 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。 ○ ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。 ○ 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。

マイナンバーカード制度の現状

(内閣官房資料より)

マイナンバー制度の現状

令和元年6月

1. マイナンバーの付番・利用

H27年10月～国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番
H28年1月～税・社会保障・災害分野の106項目の事務で利用開始
(例) 確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等

2. マイナンバーによる情報連携

住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)の省略
・ H29年11月～ 約850手続 ⇒ H30年10月～ 約1,200手続
・ H31年4月以降、年金関係の約1,000手続を順次運用開始

3. マイナンバーカード

H28年1月～交付開始
R元年6月2日時点 **1,704万枚交付**(全住民に占める割合 **13.3%**)

⇒ デジタル・ガバメント閣僚会議(H31.2.15)において、
マイナンバーカードの健康保険証との一体化等の官房長官指示

4. マイナポータル

H29年11月 本格運用開始
(自己情報・情報提供等記録表示、サービス検索・電子申請機能など)

5. マイナンバー制度の拡充

- ・ デジタル手続法(国外転出者に対するマイナンバーカード利用、罹災証明書交付事務等のマイナンバー利用事務の追加)
- ・ 戸籍法の一部改正(戸籍制度とマイナンバー制度の連携)
- ・ 所得税法等の一部改正(証券保管振替機構のマイナンバー利用)

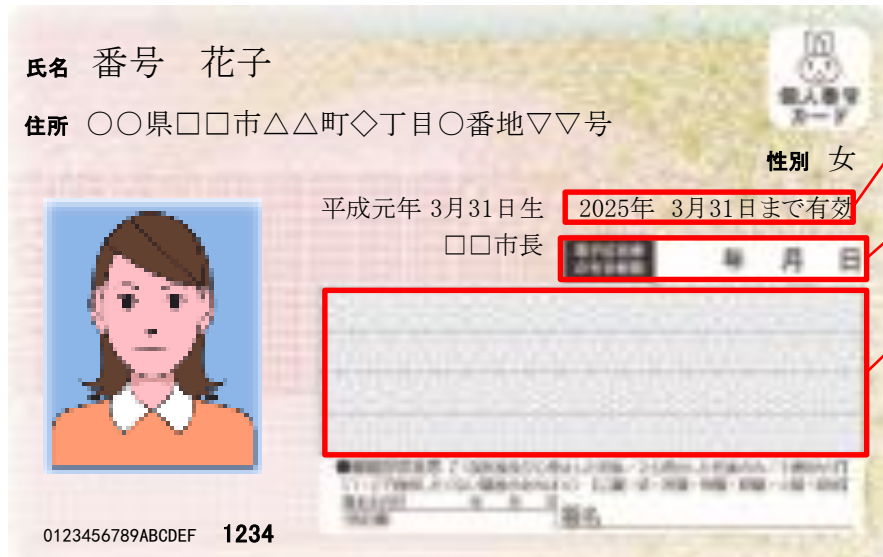
マイナンバーカードの仕組み

(内閣官房資料より)

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



○ カードの有効期間が満了する日

発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日

○ 電子証明書の有効期間が満了する日

発行の日から5回目の誕生日

○ 追記欄

住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

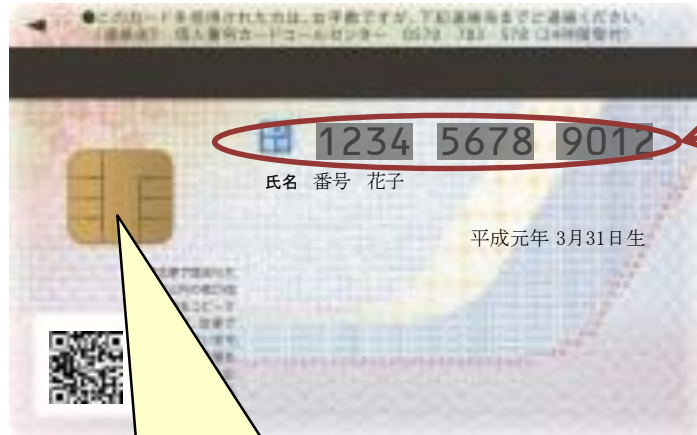
失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)
- のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く
利用可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

団体区分別

区分	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,707,259	16,566,976	13.0%
特別区	9,396,597	1,679,322	17.9%
政令指定都市	27,445,782	3,831,387	14.0%
市(政令指定都市を除く)	79,815,668	9,900,565	12.4%
町村	11,049,212	1,155,702	10.5%

区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する交付枚数率
宮崎県都城市	166,409	48,481	29.1%
奈良県橿原市	122,945	29,996	24.4%
鹿児島県西之表市	15,681	3,648	23.3%
東京都港区	253,639	56,936	22.4%
東京都青梅市	135,248	30,316	22.4%
東京都台東区	196,134	43,677	22.3%
宮崎県串間市	18,904	4,160	22.0%
東京都中央区	156,823	34,260	21.8%
奈良県生駒市	120,596	26,132	21.7%
兵庫県芦屋市	96,373	20,645	21.4%

【町村】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	355	191	53.8%
大分県東国東郡姫島村	2,090	919	44.0%
茨城県猿島郡五霞町	8,740	3,116	35.7%
福島県双葉郡富岡町	13,260	4,213	31.8%
福島県大沼郡昭和村	1,294	394	30.4%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,481	449	30.3%
沖縄県島尻郡北大東村	572	145	25.3%
奈良県吉野郡上北山村	17,397	4,368	25.1%
福島県田村郡三春町	520	130	25.0%
福島県双葉郡大熊町	34,615	8,008	23.1%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

男女・年齢別

年齢	人口(H30.1.1時点)			交付件数(H31.4.1時点)			人口に対する 交付枚数率			全体に対する交付件数割合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	62,298,872	65,408,317	127,707,189	8,806,981	7,759,995	16,566,976	14.1%	11.9%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,576,059	2,448,877	5,024,936	61,182	57,475	118,657	2.4%	2.3%	2.4%	0.7%	0.7%	0.7%
5～9	2,761,895	2,625,266	5,387,161	95,158	92,438	187,596	3.4%	3.5%	3.5%	1.1%	1.2%	1.1%
10～14	2,838,085	2,700,056	5,538,141	92,452	96,332	188,784	3.3%	3.6%	3.4%	1.0%	1.2%	1.1%
15～19	3,076,958	2,927,326	6,004,284	165,151	168,558	333,709	5.4%	5.8%	5.6%	1.9%	2.2%	2.0%
20～24	3,262,515	3,096,776	6,359,291	317,738	329,936	647,674	9.7%	10.7%	10.2%	3.6%	4.3%	3.9%
25～29	3,352,604	3,171,883	6,524,487	385,552	359,257	744,809	11.5%	11.3%	11.4%	4.4%	4.6%	4.5%
30～34	3,740,090	3,578,958	7,319,048	451,031	392,707	843,738	12.1%	11.0%	11.5%	5.1%	5.1%	5.1%
35～39	4,092,014	3,944,274	8,036,288	480,474	385,400	865,874	11.7%	9.8%	10.8%	5.5%	5.0%	5.2%
40～44	4,834,840	4,670,809	9,505,649	537,979	402,655	940,634	11.1%	8.6%	9.9%	6.1%	5.2%	5.7%
45～49	4,876,089	4,749,158	9,625,247	594,084	447,072	1,041,156	12.2%	9.4%	10.8%	6.7%	5.8%	6.3%
50～54	4,155,182	4,097,972	8,253,154	594,189	465,690	1,059,879	14.3%	11.4%	12.8%	6.7%	6.0%	6.4%
55～59	3,808,343	3,813,246	7,621,589	637,498	527,270	1,164,768	16.7%	13.8%	15.3%	7.2%	6.8%	7.0%
60～64	3,814,894	3,899,275	7,714,169	758,326	647,461	1,405,787	19.9%	16.6%	18.2%	8.6%	8.3%	8.5%
65～69	4,715,129	5,012,634	9,727,763	988,626	867,085	1,855,711	21.0%	17.3%	19.1%	11.2%	11.2%	11.2%
70～74	3,648,372	4,139,718	7,788,090	908,496	851,208	1,759,704	24.9%	20.6%	22.6%	10.3%	11.0%	10.6%
75～79	2,970,975	3,687,240	6,658,215	790,433	777,869	1,568,302	26.6%	21.1%	23.6%	9.0%	10.0%	9.5%
80～84	2,131,085	3,100,218	5,231,303	546,556	517,843	1,064,399	25.6%	16.7%	20.3%	6.2%	6.7%	6.4%
85～89	1,156,847	2,200,116	3,356,963	294,200	269,910	564,110	25.4%	12.3%	16.8%	3.3%	3.5%	3.4%
90～94	407,334	1,138,156	1,545,490	93,629	86,555	180,184	23.0%	7.6%	11.7%	1.1%	1.1%	1.1%
95～99	71,414	347,548	418,962	13,024	15,401	28,425	18.2%	4.4%	6.8%	0.1%	0.2%	0.2%
100歳以上	8,148	58,811	66,959	1,203	1,873	3,076	14.8%	3.2%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用(R1.11～旧氏にも対応予定)

⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(H30交付数:370万通)

⇒ R2年には、
対象人口1億人突破

職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
 - 民間企業の社員証としての利用を働きかけ(H28.11～)(H31.1～TKC,NECに続きNTTComが活用開始)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- 子育て関連手続きの申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～)

⇒ 対象手続きを更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用(H29.4～)

⇒ 取引対象を更に拡大

マイキープラットフォーム

- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に(H29.9～)
- ⇒ 多機能化を更に充実・
反動減対策にも活用

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(R3.3月～予定)
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用(H29～ 実証中)

インターネット投票での活用

- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

イベント等での活用

- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用(H30～ 実証中)
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用(H30実証)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

スマートフォンでの利用

- スマートフォンへの電子証明書の搭載(検討中)
- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中(R元.6.11 78機種 iPhoneも対応へ)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

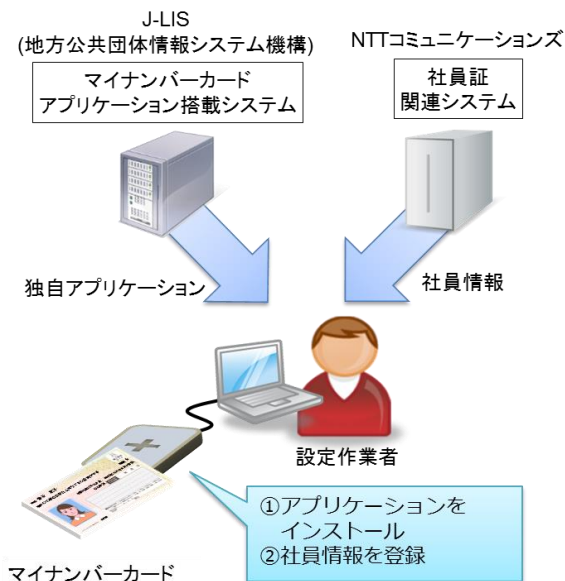
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

（ICチップの利用開始準備）



社内における各種認証が可能に



コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
平成31年4月1日時点	617	9,540万人
令和元年度末見込み	763	10,359万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和元年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和元年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,230
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,861
税	46,253	87,051	175,996	255,329
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234
附票	2,951	5,714	11,869	17,575
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,800



マイナンバー制度をめぐる最近の動きと今後の展望

(内閣官房資料より)

マイナンバーカードの普及策及びマイナンバーの利活用促進策の検討について

菅官房長官発言（デジタル・ガバメント閣僚会議（第3回）（平成31年2月15日）議事録から抜粋）

○菅内閣官房長官

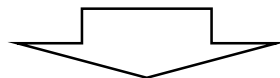
今国会へのデジタル手続法案の提出など、デジタル・ガバメントの成果が目に見える形になってきました。この流れを加速するために、以下の2点について対応していく必要があります。

第1に、マイナンバー制度については、公平・公正な社会保障制度や税制の実現とともに、安心・安全で利便性の高いデジタル社会の基盤となるとともに、マイナンバーカードの普及により我が国の生産性・国際競争力の向上に大きく貢献いたします。

このために、2020年度に臨時特別の措置として実施する、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の準備を着実に進め、マイナンバーカードと健康保険証との一体化を円滑で確実に実施する必要があります。これらを含めて、マイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策をさらに検討する必要があります。

（中略）

今後、関係省庁の局長級で早急に検討を進め、マイナンバー関係は石田大臣（中略）にそれぞれ取りまとめていただきたいと思いますので、各大臣におかれては協力をお願い申し上げます。



関係省庁局長級による「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に関するタスクフォース」を開催し、工程表と具体策のとりまとめ。

（タスクフォース構成員）

議長 内閣官房副長官補（内政担当）

副議長 内閣官房番号制度推進室長

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、金融庁総合政策局総括審議官、総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省自治行政局長、財務省大臣官房総括審議官、財務省主計局次長、厚生労働省大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）、厚生労働省保険局長

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議
(令和元年6月4日)決定

- 国民が**マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため**、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、**マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する**。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用**。
- マイキープラットフォームの改修や**制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等**を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**令和3年3月から本格運用**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し**、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の**読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施**。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による**本年度中のマイナンバーカードの取得を推進**。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとの**マイナンバーカード交付円滑化計画**の策定の推進と**定期的なフォローアップ**を行うとともに**必要な支援を実施**。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

マイナンバーカードを活用した消費活性化策

31予算：119.3億円

- 消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討。実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進
- 平成31年度予算においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上

1. 対策の規模・効果

- ・マイキープラットフォーム等の普及状況、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえ、具体的な制度内容を検討
- ・対策の実施により、ポイント還元等の支援策の終了後においても、消費の活性化を継続実施

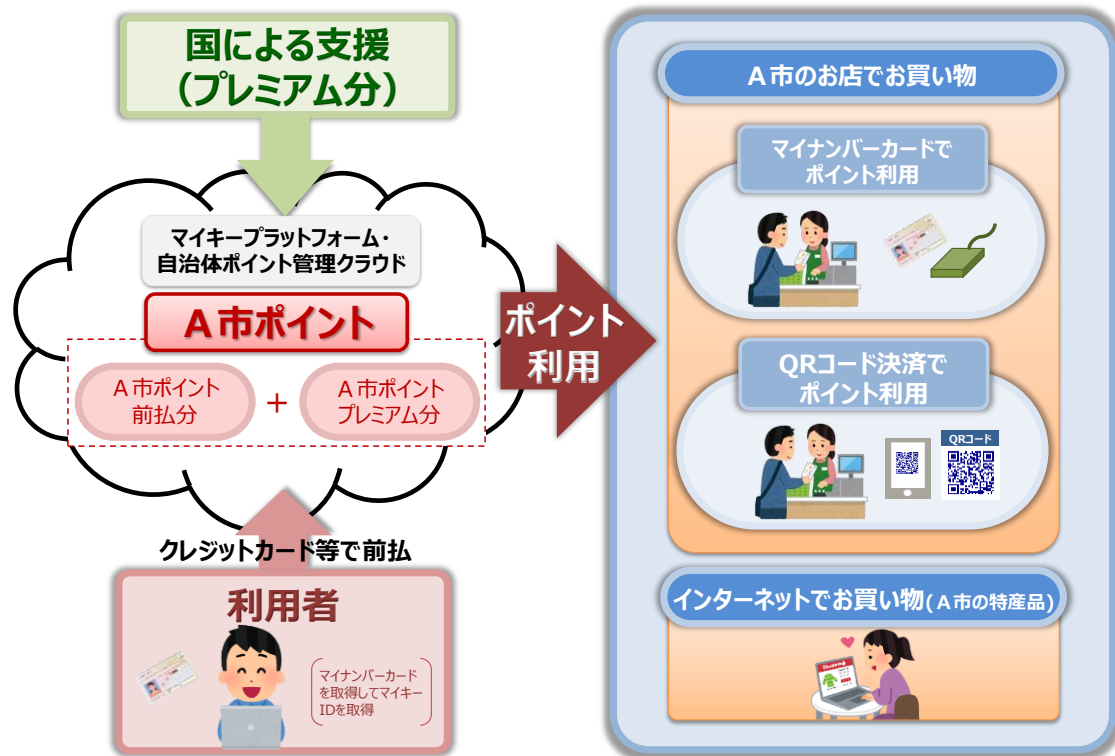
2. 2019年度の実施

- ① プレミアムポイント付与に必要となる既存システム改修等（自治体ポイント購入機能、QRコード決済機能等）
- ② マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等

3. 2020年度の実施

自治体ポイントに対するプレミアムポイントの付与、地域でのポイント利用（消費の活性化）

検討している事業イメージ



マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）概要

○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

①マイナポータルにアクセス

②オンライン資格確認の利用に同意

マイナポータル
(情報提供等記録開示システム)

③自己情報表示で
被保険者番号を要求

情報提供NWS

総務省

④被保険者番号を要求

医療保険者
中間サーバー

⑤被保険者番号を提供

⑥被保険者番号を取得

⑦被保険者番号・利用者証明用電子証明書（シリアル）を登録

II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

マイナンバーカード※

※PIN（暗証番号）なし

（注）PIN入力を要しない方式。実現に向けては、公的個人認証法の改正が必要。

i 医療機関等に提示

保険医療機関

ii 資格情報※を照会
(利用者証明用電子証明書or被保険者番号)

iii 資格情報※を取得

支払基金・国保中央会（国保連）

オンライン資格確認等
システム

※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、
資格取得・喪失日 等



デジタル・ハローワーク・サービスの推進

1. マイナンバーカード保持者等の各種申請書類等の簡素化【2019年度中から順次】

○ 失業給付（求職者給付）の申請書類の簡素化

- ・ 写真2枚の省略（マイナンバーカード1枚で代替）

○ 教育訓練給付金の電子申請を強力に推進

2. ハローワークにおける市区町村の申請窓口の設置【2019年度～】

○ 市区町村へのスペースの提供

- ・ 本年夏にも、一部のハローワークにおいて先行・モデル的な取組を実施
→ 雇用保険受給説明会等を通じたハローワーク利用者へのマイナンバーカード申請の誘導と市区町村による申請窓口の設置
- ・ 市区町村からハローワークに対しマイナンバーカード申請窓口の設置要望があった場合、スペースに問題がある場合を除き、スペースを提供し、ハローワーク利用者へのマイナンバーカード申請を促進
- ・ 3年間の時限措置

○ 身元（実在）確認書類、健康保険証等に代わるマイナンバーカードの利便性の広報（チラシ等による広報）

3. 労働分野におけるマイナンバーカード等の活用（別紙）

○ マイナンバーカード等を活用した求職活動等の総合的な支援

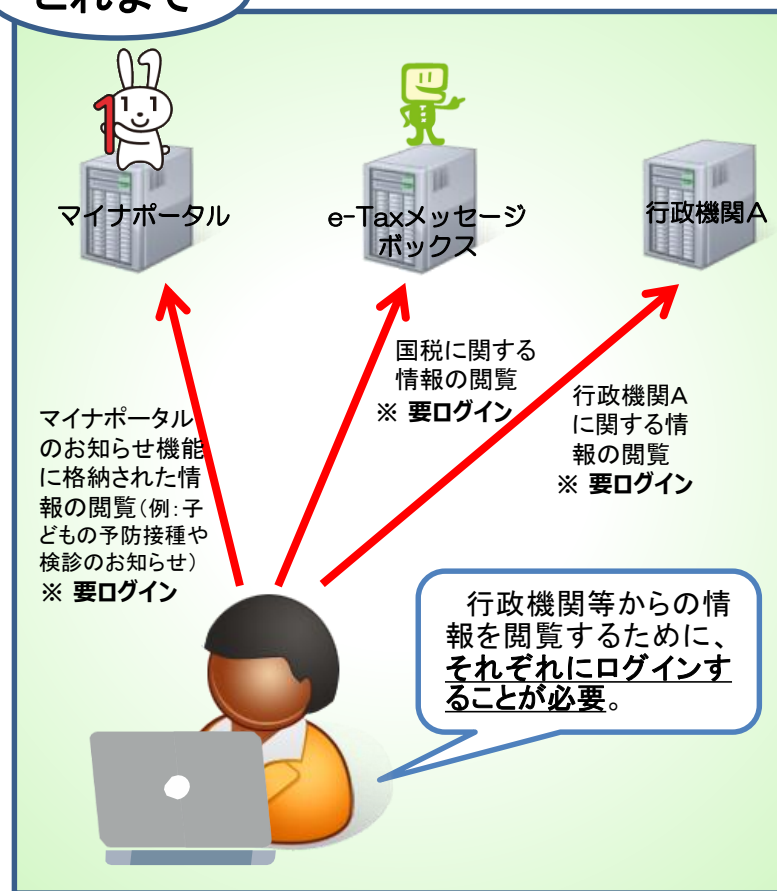
○ 人生100年時代に対応したキャリア形成の支援

○ ハローワーク業務のBPRの推進

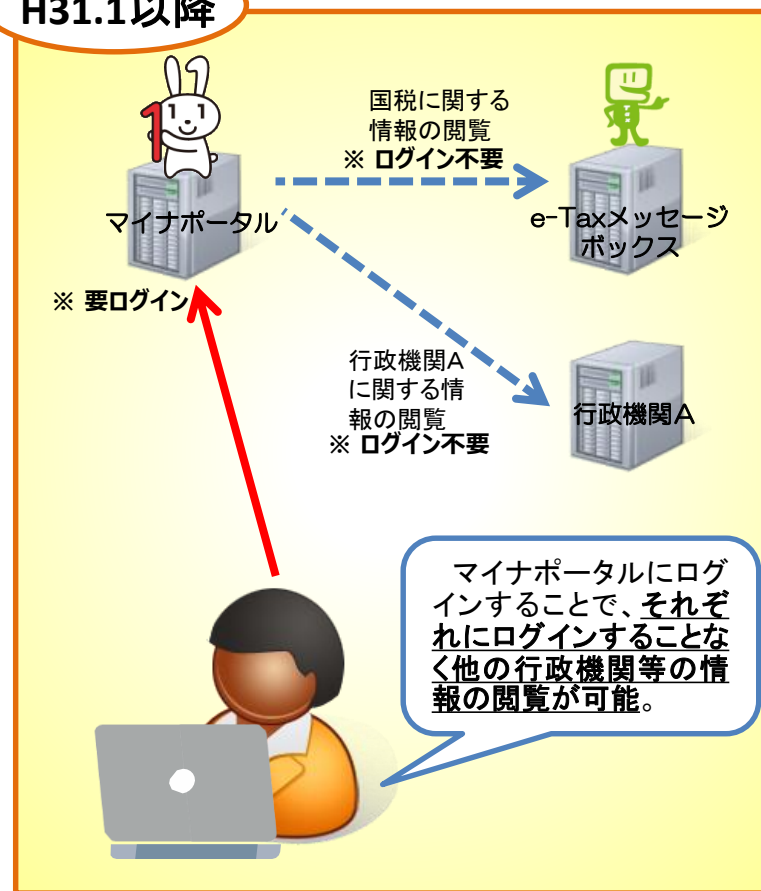
○ 確定申告等に関するマイナポータルのお知らせ機能の積極的活用①

平成31年1月以降、e-Taxメッセージボックスに格納されている情報については、マイナポータルのお知らせ機能を通じて、他の行政機関等からの情報を併せて閲覧が可能。

これまで



H31.1以降



「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」 における学校教育関係施策

学校等におけるマイナンバーカードの申請勧奨・一体的手続き

○学校等において、生徒等に対して、社会科等において、情報化、社会保障、個人情報保護等の理解とあわせ、マイナンバー制度を取り上げるなどにより、マイナンバーカードの周知を図る。

大学等におけるマイナンバーカードの活用等による事務等のデジタル化の推進 (デジタル・キャンパス構想)

直近の取組

- 活用のメリットを大学関係者に周知
- 活用に必要な国立大学の経費の支援策を検討
- 活用の効果等について検証する国立大学のモデル実証事業を検討
- このモデル実証事業とあわせ駅窓口でマイナンバーカードを活用した学生情報の確認、通学定期券の購入を可能とする仕組みを検討

今後の取組

- 実証事業において、カード導入による事務効率化等の効果を確認し、各大学に周知、活用を促進
- 随時、国立大学の職員証や学生証に係るマイナンバーカードの活用状況について調査
- 国立大学の第4期(2022～)の組織・業務見直し通知(2020年頃予定)において、事務効率化による経営力強化を提示

マイナンバーカードの教員免許管理への活用

- マイナンバーカードの公的個人認証を活用した教員免許管理の効率化の推進

罹災証明書の交付事務をマイナンバー利用事務とすることについて

1. 被災情報の効率的な管理

氏名、居所等の情報と住家の被害状況の情報をマイナンバーで紐づけて管理することで、被災情報を効率的に管理する。



被災団体

氏名	個人番号	住所	被害状況
A	1234....	〇〇町...	半壊
B	4567...	△△町...	全壊
C	6789....	××...	半壊

・マイナンバーと結びつけることで、迅速かつ正確な情報の検索・管理が可能

住家の被害状況を調査⇒罹災証明書を交付



2. 罹災証明書の添付省略

被災者が同一の被災団体内において税や社会保険料等の減免申請等を行う際に、罹災証明書の写し等の添付省略を可能とする。



被災団体

マイナンバーを用いることで被災情報を確認※

税の減免

支援金の支給

仮設住宅の入居申請

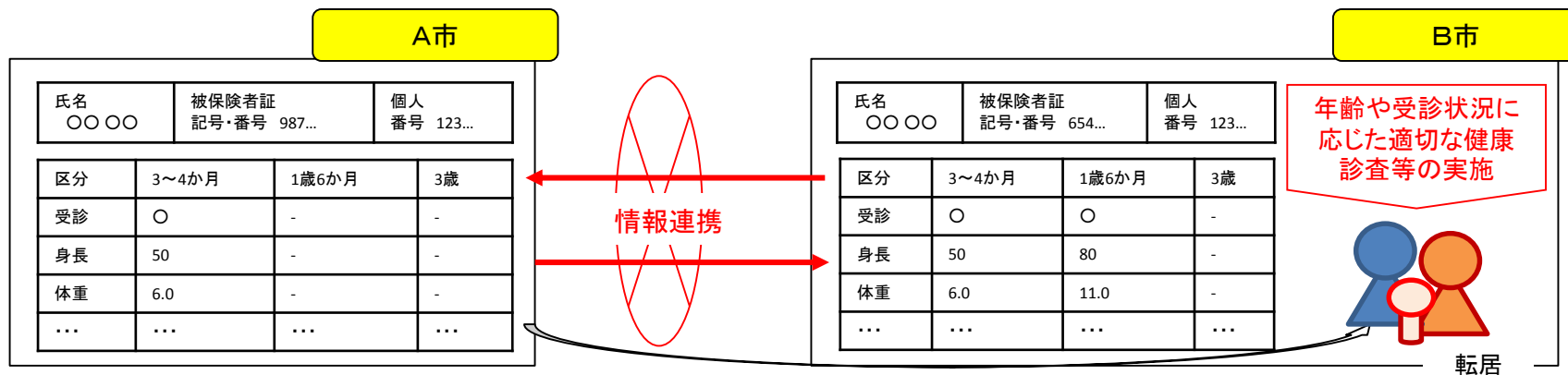
・罹災証明書の写しの添付を省略

※ 当該団体においてマイナンバー法に基づく条例の整備が必要

社会保障分野におけるマイナンバー利用事務・情報連携の拡大について

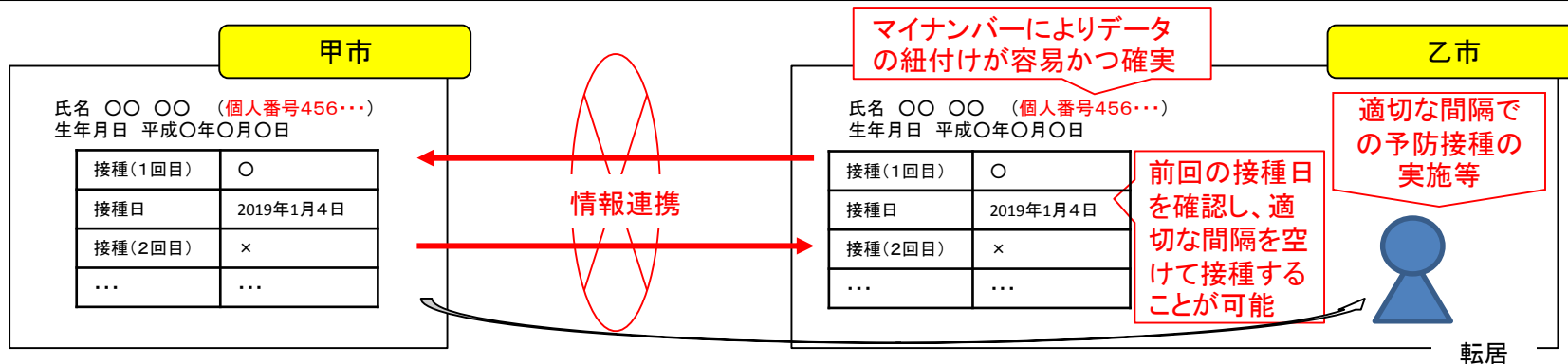
乳幼児の健康診査等に関する事務を情報連携の対象に追加

乳幼児健康診査の受診情報(受診の有無等)を情報連携の対象とすることにより、対象者が転居した場合であっても、転居先の自治体へ受診情報を確実に引き継ぎ、管理することで、適切な健康診査等の実施に資する。



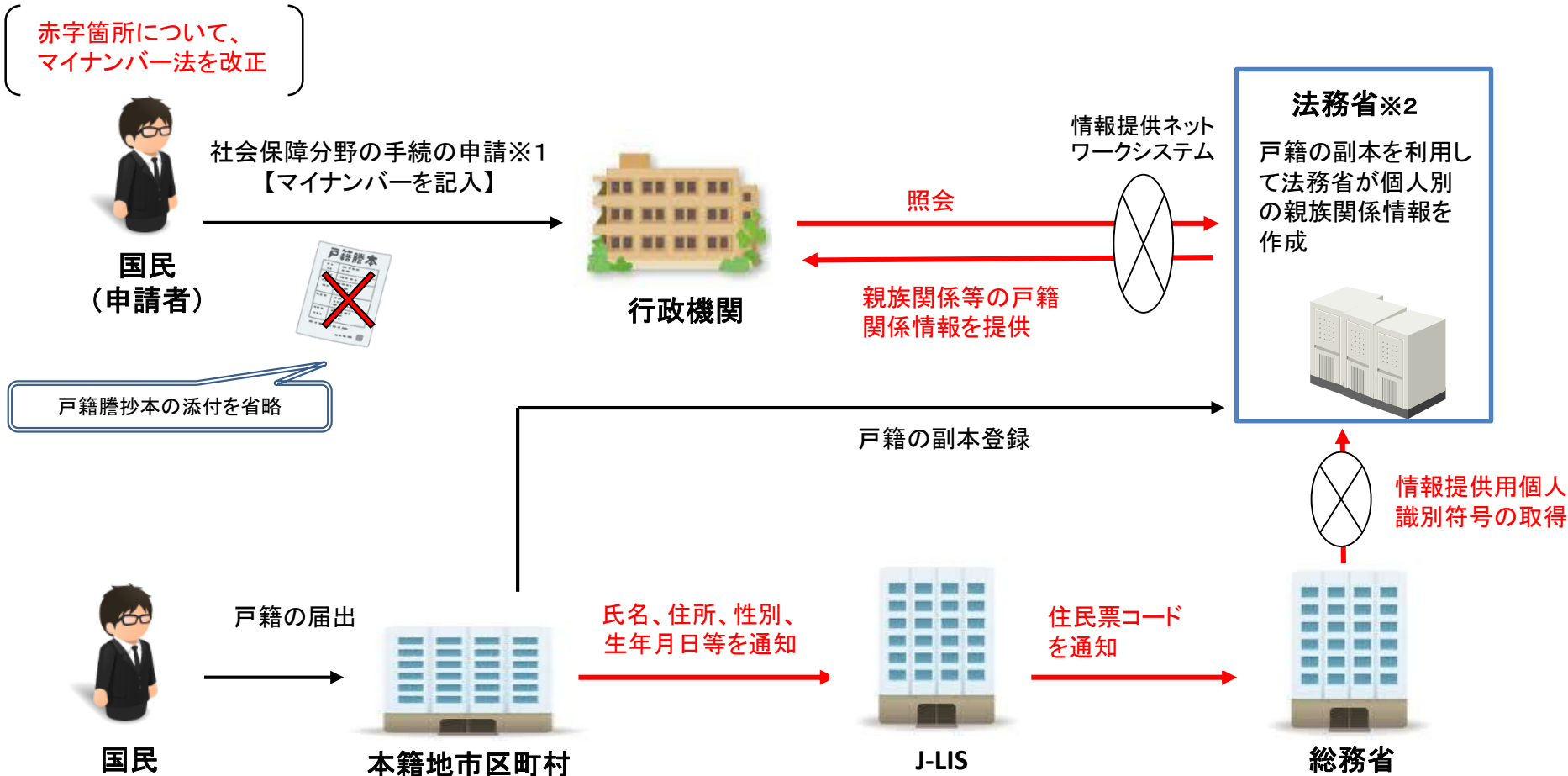
新型インフルエンザ等に係る予防接種の実施に関する事務をマイナンバー利用事務及び情報連携の対象に追加

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務をマイナンバー利用事務とすることで、接種対象者の予防接種歴を効率的に管理・検索することを可能とする。また、予防接種歴を情報連携の対象とすることで、接種対象者が転居等をした場合であっても、転居先の自治体へ予防接種歴を引き継ぎ、管理することで、適切な予防接種の実施に資する。



戸籍関係情報を情報連携の対象とすることについて

戸籍関係情報を情報連携の対象とすることにより、社会保障分野の事務手続において申請者に提出が義務付けられている戸籍謄抄本の添付省略を実現し、国民の利便性向上を図る。



※1 健康保険の被扶養者の認定、奨学金の返還免除、国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出、児童扶養手当の支給をはじめとする手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とする(引き続き戸籍謄抄本の添付が必要となる場合もある。)

※2 法務省は、マイナンバーそのものは保有しない。また、戸籍事務においてマイナンバーは利用されない。

※3 戸籍関係情報の情報連携は、公布の日から5年以内の政令で定める日から施行。

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要

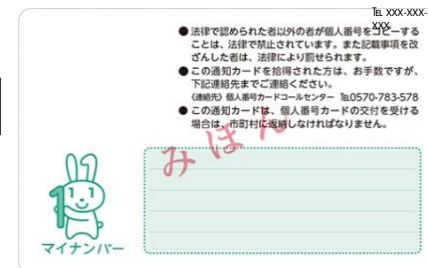
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

表



裏



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

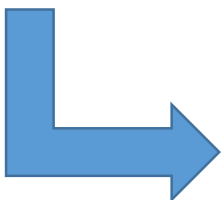
マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用(経過措置)

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日

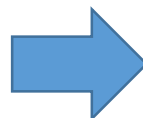
マイナンバーカード対応記帳台について

「マイナンバーカード記帳台」 超“概要”

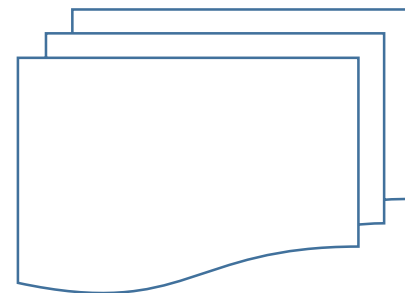


4情報

- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日
- (・個人番号)



各種申請書・届出書に
4情報が印刷される。



■ 個人番号カードを活用して、申請書を自動作成するシステム



個人番号カードを挿入すると、記帳台が情報を読み取り、基本情報が入力された申請書が出力されます。あとはサインをするだけで、申請書作成が完了します。

個人番号カードを活用して、住民の利便性を向上する、住民の“**あったらいいな**”を形にした、新しいコンセプトの記帳台です。

以下のお悩みを持つお客様へ

住民側のお悩み

- ・申請書に名前や住所を「書く」ことが面倒。複数申請がある場合は手間も時間もかかる。
- ・どの部分に記入すれば良いかわからない。

職員側のお悩み

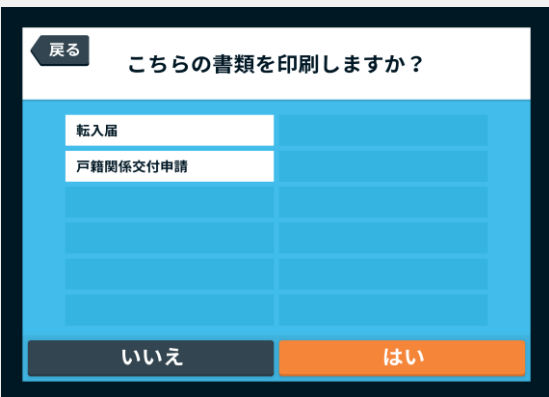
- ・申請書に記入された文字が読み取りづらい。
- ・書き方の案内業務が大変。
- ・開庁前に行う印刷・準備が負担。

マイナンバーカードを活用し、課題を解決します！

■ 個人番号カードを活用して、申請書を自動作成するシステム

マイナンバーカード利活用シーンの創出

住民サービス向上

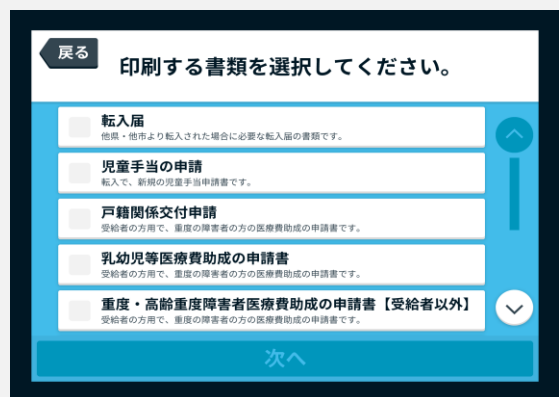


- 一度に複数種類の申請書を簡単に作成できるため、「書く」手間と時間を省きます。書き損じの心配もありません。



- 来庁目的（ライフイベント）から申請書を探すことが可能です。その日に必要な書類を迷わず見つけるサポートを行います。

窓口業務の効率化

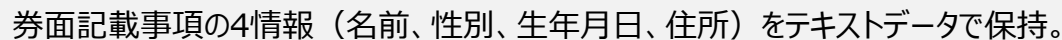


- 必要書類、必須項目の案内業務を削減することが可能です。
- 申請数をシステム上で自動集計することが可能です。



- 白紙（情報未入力）の申請書も出力できるため、事前の印刷・準備作業、保管スペースが削減できます。

申請書に出力する基本4情報は、個人番号カードのICチップから取得します。住民情報システムとの連携やネットワークとの接続不要な**スタンドアロン運用**なので、気軽な導入が可能です。また、申請書への出力後は、システムに一切の情報を残さないため、**個人情報のセキュリティも安心**です。

[illegible]

■ 画面遷移イメージ

画面をタッチしてください。

Touch screen to start.

操作の流れ

Operating Procedure



申請書、届出書を探す。
Search application forms.

必要な書類にチェックする。
Select documents to print.

マイナンバーカードを挿入する。
Insert your Individual Number Card.

印刷する。
Print documents.



個人情報はシステムに残りません。
System will not retain personal information.

■ 画面遷移イメージ①（個人番号利用事務外）

① 目的（ライフイベントまたは部署）を選択

戻る ライフイベントを選択してください。

戻る 部署を選択してください。

or

② 必要書類を選択

戻る 印刷する書類を選択してください。

☐ 転入届
他県・他市より転入された場合に必要の転入届の書類です。

☐ 児童手当の申請
転入で、新規の児童手当申請書です。

☐ 戸籍関係交付申請
受給者の方向で、重度の障害者の方の医療費助成の申請書です。

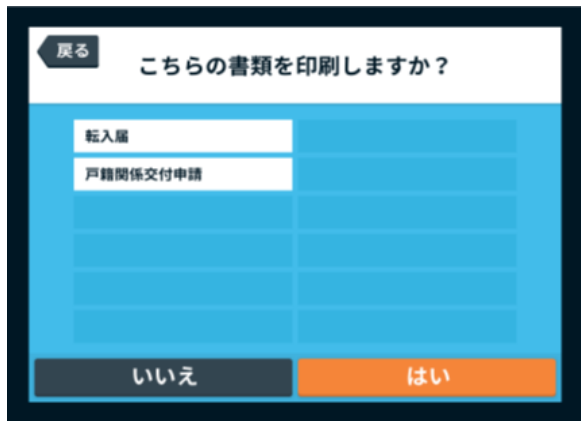
☐ 乳幼児等医療費助成の申請書
受給者の方向で、重度の障害者の方の医療費助成の申請書です。

☐ 重度・高齢重度障害者医療費助成の申請書【受給者以外】
受給者の方向で、重度の障害者の方の医療費助成の申請書です。

次へ

■ 画面遷移イメージ①（個人番号利用事務外）

③ 帳票の確認



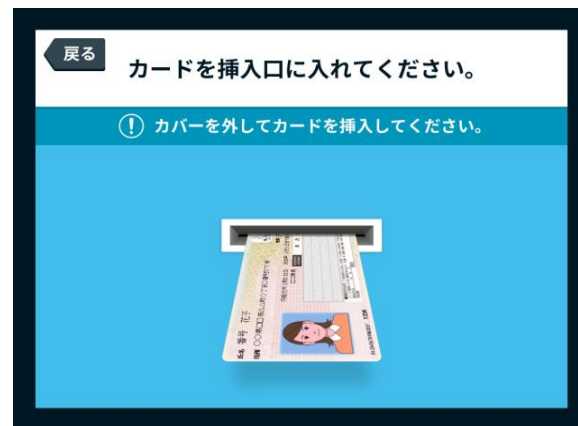
戻る

こちらの書類を印刷しますか？

転入届
戸籍関係交付申請

いいえ はい

④ マイナンバーカード読取



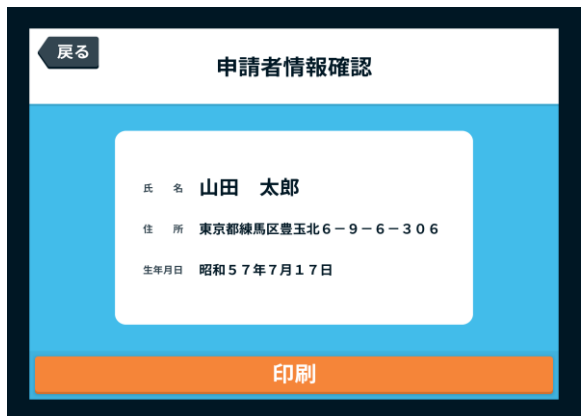
戻る

カードを挿入口に入れてください。

❗ カバーを外してカードを挿入してください。



④ 申請者情報確認



戻る

申請者情報確認

氏 名 山田 太郎

住 所 東京都練馬区豊玉北6-9-6-306

生年月日 昭和57年7月17日

印刷

■ 画面遷移イメージ①（個人番号利用事務外）

⑤印刷開始



⑥申請書出力



■ 画面遷移イメージ②（個人番号利用事務）

① 目的（ライフイベントまたは部署）を選択

戻る ライフイベントを選択してください。

証明書交付	印鑑登録	出生	転出
転入	転居	その他手続き	証明書交付
印鑑登録	出生	転出	転入

or

戻る 部署を選択してください。

市民課
税務課
福祉課
市民課
税務課
福祉課
市民課



② 必要書類を選択

戻る 印刷する書類を選択してください。

☐ 転入届	他県・他市より転入された場合に必要転入届の書類です。
☐ 児童手当の申請	転入で、新規の児童手当申請書です。
☐ 戸籍関係交付申請	受給者の方向で、重度の障害者の方の医療費助成の申請書です。
☐ 乳幼児等医療費助成の申請書	受給者の方向で、重度の障害者の方の医療費助成の申請書です。
☐ 重度・高齢重度障害者医療費助成の申請書【受給者以外】	受給者の方向で、重度の障害者の方の医療費助成の申請書です。

次へ

■ 画面遷移イメージ②（個人番号利用事務）

③ 帳票の確認

戻る

これらの書類を印刷しますか？

転入届	
戸籍関係交付申請	

いいえ

はい

④ マイナンバーカード読取

戻る

カードを挿入口に入れてください。

！ カバーを外してカードを挿入してください。



⑤ 暗証番号の入力

戻る

4桁の暗証番号を入力してください。
お手元のテンキーをご利用ください。

● ● ● ●

⑥ 申請者情報の確認

戻る

申請者情報確認

氏 名 山田 太郎

住 所 東京都練馬区豊玉北6-9-6-306

生年月日 昭和57年7月17日

印刷

■ 画面遷移イメージ②（個人番号利用事務外）

⑦印刷開始



⑧申請書出力



■ 印刷

- お客様のご要望に合わせた申請書のフォーマットを作成いただけます。

機能 1 : **両面**で印刷することができます。



裏面に申請書以外のご案内などを記入することが可能です。

機能 2 : **カラー**で印刷することができます。



申請書種類の判別や記入事項の目印として活用頂けます。

機能 3 : **2種類**の紙のサイズで出力することができます。



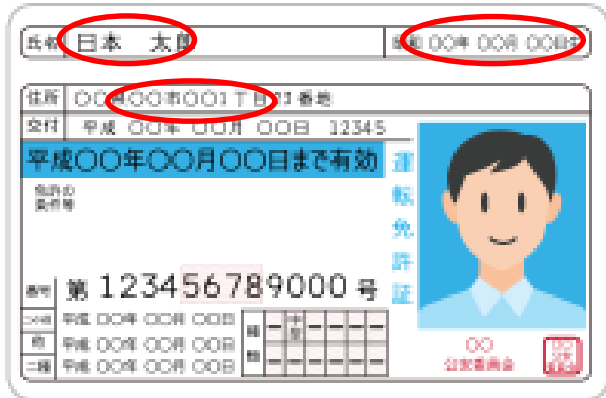
今の申請書のサイズをそのまま使用できます！

■ オプション機能（運転免許証対応）

- 運転免許証で券面記載事項の3情報を読み取り、入力することができます。
マイナンバーカード取得前の住民も利用できるため、
住民サービスの向上とマイナンバーカードの利便性のPRによる交付促進につながります。



カード選択画面で運転免許証を選択



券面記載事項の3情報（名前、生年月日、住所）

住民異動届出書 (転入・転居・転出・世帯変更・その他) Change of residence

内田 太郎

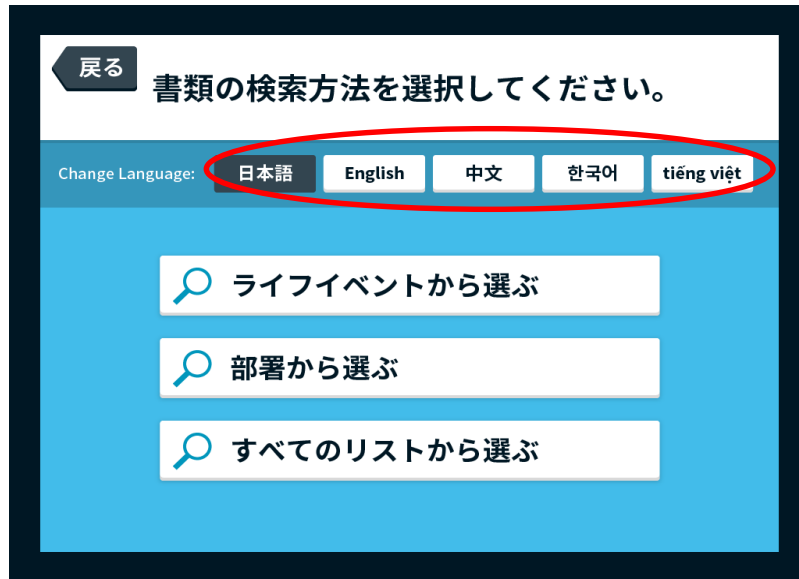
住所 東京都中央区新川2丁目4番7号

世帯主氏名 東京都中央区新川2丁目4番7号

氏名	生年月日	性別	婚姻	カード
日本 太郎	59年12月12日	男	既婚	有
妻・大	59年12月12日	女	既婚	有
子・大	59年12月12日	男	既婚	有
子・中	59年12月12日	女	既婚	有
子・小	59年12月12日	男	既婚	有

■ オプション機能（外国語対応）

- お客様のご要望の外国語で文字案内、音声案内が可能です。



■ オプション機能（QRコード印字） ※検討中

- 4情報をQRコード化し、申請書に印字致します。

住基システム側で読み込むと、QRコードの情報が検索画面に自動入力されるので、誤読・誤入力を防ぎます。世帯情報の紐づけも簡易化し、住民の手書きの負担を大幅に軽減します。

1. 記帳台利用



マイナンバーカード対応記帳台

2. 印刷



※QR1個に盛り込める文字数
250～300文字

QR内容：

- ・名前
 - ・住所
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・（マイナンバー/照合B 14桁）
- ※基本4情報+マイナンバー/照合

3. 必要事項を書き込み

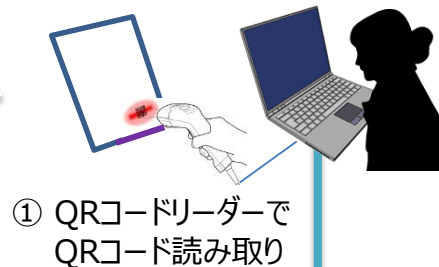
申請書に必要事項を記入



4. 窓口へ提出



5. 窓口業務



CSV

この先は、ホスト側で処理

空間イメージに合わせた筐体デザインをご提供します

■ パネルデザイン

ホワイトタイプ



木目調タイプ



ご要望に応じて、パネルに国産材や地域産材を使用することが可能です。

■ 製品仕様



外形寸法	690（幅）×750（奥行）×1400（高さ）mm
記帳面高さ	950mm
重量	約160kg
消費電力	最大（用紙出力時）約1200W
本体主材	両面メラミン化粧パーティクルボード
記帳面	メラミン化粧版
サイドパネル 覗き見ガード	アクリル
キャスター	本体：4箇所（前方2箇所ストッパー付き） プリンタ棚：1箇所（補助キャスター）
付属	鍵、OAタップ（3mコード）

※製品の意匠、仕様、外観等は予告なく変更する場合がございますので、ご了承下さい。

姫路市に導入

2019年度に向け検討団体増加中



姫路市事例

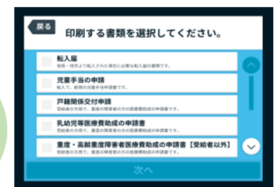
これ一台ですべての申請書！すべての言語に対応！



来庁目的(ライフイベント)から申請書を探すことが可能！必要な書類を簡単に見つけるサポートをします。



複数枚を選択し、申請書を印刷できるので、「書く」手間と時間を省きます！書き損じの心配もありません。



デジタル時代の新たなIT政策の方向性について

(内閣官房資料より)

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバйдの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・ **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・ **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- ・ **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・ **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- ・ **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

デジタル時代の新たなIT政策の方向性について（全体像）

- 既存産業では考えられないスピードで進展するデジタル技術やデータ活用型サービスに対応するため、デジタル時代に求められるルールや標準の整備やシステムの刷新を進め、「新たな社会システム」への移行を図る。

デジタル時代に対応する「新たな社会システム」への移行 ～本日「新たなIT政策大綱」として取りまとめ、近日中に閣議決定するIT戦略へ反映～

1 データの安全・安心・品質

デジタル時代の「新たな資源」であるデータを、国内・国際的にも安全・安心・自由に流通させるルールを整備。

(1)国際的なデータ流通の枠組みの構築

- ◆ 国際的に広く連携し、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローの国際的な枠組みを構築。

(2)個人情報の安全性確保

- ◆ データの越境移転についてのルールの整備、国内における体制強化等による、個人情報の安全性確保。

(3)重要産業のオペレーションデータ等

- ◆ 国民生活・経済運営に不可欠なインフラなどの重要産業のオペレーションデータの管理の強化・高度化等。

(4)政府・公共調達

- ◆ ITシステム、5Gやクラウドなど重要システム・サービスの調達に係る安全性評価を確実に実施する仕組みの構築。

2 公共・民間部門のデジタル時代への対応の促進

政府・民間のデジタル時代への対応を促進するため、旧来システムの改革・刷新やルール・原則の策定、インフラの整備などを総合的に進める。

(1)行政のデジタル化の徹底

- ◆ 政府の情報システムの改革、引越し等に関する手続のワンストップ化など、行政部門のデジタル化の徹底。

(2)民間部門のデジタル化時代への対応の促進

- ◆ 重要産業を中心に、旧来のシステムの刷新、データ管理、セキュリティ対応等のシステムガバナンス、システム投資の促進等。

(3)プラットフォーム型ビジネスに対応したルール整備等の基盤強化

- ◆ プラットフォーム型ビジネスの台頭により変化する市場においても、活発な競争を可能とするルールの整備等。

(4)AI活用型（AI-ready）社会の構築

- ◆ AIを最大限活用するため、人材基盤の確立、技術開発等の推進等。

(5)地方のイノベーションを支える5Gの整備と標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- ◆ 地方のイノベーションを支える5Gの整備等やAIの社会実装の基盤になる標準・アーキテクチャ機能の整備。